

# 櫻木国際特許事務所

〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目4番9号 大門ビル4階  
TEL: 03-3433-7623 FAX: 03-3433-7625

2018年9月26日

お客様 各位

櫻木国際特許事務所  
所長 弁理士 櫻木 信義



## 商標審査に「ファストトラック審査」試験的導入のお知らせ

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、掲題の件につきまして、特許庁より、商標審査に「ファストトラック審査」が試験的に導入されることが公表されましたので、下記の通りお知らせいたします。

敬具

### 記

#### <概要>

- ・平成30年10月1日以降に出願された案件のうち、対象案件について、通常案件より 2カ月程度早く 最初の審査結果通知を行う審査運用が開始される。
- ・申請及び手数料は不要。  
要件を満たす商標登録出願は自動的にファストトラック審査の対象となる。  
ただし、案件によっては、審査に時間を要するものもある。

#### <対象案件>

- (1) 出願時に、「類似商品・役務審査基準」等に掲載された商品・役務（基準等表示）のみを指定している商標登録出願
- (2) 審査着手時まで指定商品・指定役務の補正を行っていない商標登録出願

#### ※対象外となる場合

- ・基準等表示以外の商品・役務が指定されている場合  
（基準等表示と少しでも異なる商品名（役務名）の場合も該当）
- ・新しいタイプの商標に係る出願
- ・国際商標登録出願

#### <補足>

- ・当面は「試行」として実施し、本格導入は今後検討される。
- ・ファストトラック審査の対象か否かは、商標公報等において表示されない。

#### <詳細情報>

下記特許庁ウェブページをご参照ください。

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/fast/shohyo\\_fast\\_donyu.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/fast/shohyo_fast_donyu.htm)

以上